

2023年5月12日

各位

会社名 イハラサイエンス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 長岡敏  
(東証スタンダード・コード番号 5999)  
問合せ先 取締役執行役員経営統轄室長 中川路豊  
電話番号 03-6721-6988

## 株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2023年4月18日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2023年4月18日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2023年6月11日までの間、整理銘柄に指定された後、2023年6月12日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

## 記

### 1. 第1号議案（株式併合の件）

2023年4月18日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

① 併合する株式の種類  
普通株式

② 併合比率  
当社株式について、1,345,632株を1株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数  
10,778,503株

④ 効力発生前における発行済株式総数  
10,778,511株

（注）当社は、2023年4月18日開催の取締役会において、2023年6月13日付で自己株式3,221,489株（2022年12月31日時点で所有する自己株式の数に相当）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
8株

- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数  
32 株

- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額  
本株式併合により、株主の皆様（但し、公開買付者を除きます。）の所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。以下「会社法」といいます。）第 235 条第 2 項の準用する会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却すること、又は同項及び同条第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2023 年 6 月 13 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 2,980 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## 2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合は、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 32 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 8 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条及び第 8 条を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主はエン・アイ・ム株式会社 1 名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 12 条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当該変更の内容の詳細は、2023 年 4 月 18 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2023 年 6 月 14 日に効力が発生する予定です。

## 3. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	2023 年 5 月 12 日
② 整理銘柄指定日	2023 年 5 月 12 日（予定）
③ 当社株式の最終売買日	2023 年 6 月 9 日（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2023 年 6 月 12 日（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	2023 年 6 月 14 日（予定）

以 上